

(訟ろ－１５－Ａ)

平成２０年４月１日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

最高裁判所事務総局刑事局長 小 川 正 持

Ｗｅｂ版量刑検索システムの運用要領について（事務連絡）

この度、Ｗｅｂ版量刑検索システム（以下「本システム」という。）を開発し、
本日付けで運用を開始しました。

ついては、本システムの運用要領を別紙のとおり定めましたので、本システムの
運用はこれによってください。

(別紙)

第1 利用対象者

本システムを利用できるのは、以下の者とする。

- 1 地方裁判所本庁及び支部（合議事件を取り扱う支部に限る。）に所属する刑事事件担当裁判官
- 2 高等裁判所本庁及び支部に所属する刑事事件担当裁判官
- 3 刑事局職員
- 4 1ないし3以外で、特に必要が認められる裁判所職員

第2 利用環境

- 1 原則として、執務室において、各自に配付されているJ・NETに接続可能な端末を利用する。
- 2 必要に応じて、評議室に別途整備されるJ・NETに接続可能な端末を利用することも差し支えない。

第3 利用権限

- 1 本システムの基本的な機能としては、データの検索、登録及び承認の各機能並びにデータ及びシステムの管理機能があり、本システムの管理者は、これらの機能すべてを利用する権限を有する。
- 2 本システムの管理者は、刑事局において本システムの運用事務を分掌する係の担当課長補佐とする。
- 3 本システムの管理者は、刑事局において本システムの運用事務を分掌する係の中から、その事務を補助する者を指名する。指名された者は、管理者と同一の利用権限を有する。
- 4 第1の1に該当する者は、検索権限（検索機能を利用できる権限）及び登録権限（登録機能を利用できる権限）を有する。
- 5 第1の2に該当する者は、検索権限のみを有する。
- 6 第1の4に該当する者は、原則として、検索権限のみを有する。ただし、本

システムの管理者が認めた場合は、この限りではない。

第4 アクセス及びログイン

1 アクセス

- (1) 各端末において、インターネットエクスプローラーを起動し、アドレス欄に XXXXXXXXXXXX とURLを入力することで、本システムにアクセスする。
- (2) 上記URLを「お気に入り」に登録することを推奨する。

2 ログイン

- (1) ログイン画面に所定のID及びパスワードを入力することで、本システムにログインする。
- (2) ID及びパスワードについては、本システムの管理者から別途配付する。
- (3) ログインIDについては、本システムの利用権限及び登録データの処理とリンクしているため、必ず自分に配付されたものを使用する。
- (4) パスワードについては、本システムの管理者において、変更されることがある。

第5 データの登録

1 データベースの構成

- (1) 本システムのデータベースは、殺人編、傷害致死編、強盗致死傷編、強姦編、放火編、危険運転致死編、薬物編、銃刀法編及びその他編の9事件種で構成されている。
- (2) 処断罪に対応する編（事件種）にデータ登録を行う。

2 登録対象事件

平成20年4月1日以降に判決の宣告がされた事件のうち、以下に該当するものを登録する。

- (1) 地方裁判所において判決の宣告がされた事件で、裁判員裁判の対象となる罪が処断罪となった事件。

(2) (1)のほか、地方裁判所において判決の宣告がされた事件で、次の罪が処断罪となった事件。

【強姦編】強姦，同未遂，準強姦，同未遂，集団強姦等，同未遂

【放火編】非現住建造物等放火（刑法109条1項の場合に限る。），同未遂，
建造物等以外放火（刑法110条1項の場合に限る。）

【薬物編】覚せい剤の営利目的所持（既遂・未遂）

3 登録担当者

地方裁判所の本庁及び合議取扱支部においては、各庁ごと（複数の刑事部がある庁においては、各部ごと）に、登録権限を有する者の中から、登録担当者を決める。

4 登録時期

2に該当する事件が確定するか又は上訴された時点で所定事項の入力作業を行い、データ登録を行う。

また、判決後速やかに所定事項の入力作業を行い、いったん仮登録した上、当該事件が確定するか又は上訴された時点でその旨を追加入力し、データ登録を行うこともできる。

第6 データの承認

1 承認担当者

第3の3に基づいて本システムの管理者から指名された者が、承認担当者となる。承認担当者は、登録されたデータを点検し、不備がなければ承認処理を行う。

2 承認の効果

承認担当者が承認処理を行うことで、確定事件であるか、上訴事件であるかを問わず、当該データは検索対象となり、全国の端末から参照可能となる。

3 不備通知

承認担当者は、データに不備がある場合、登録担当者（当該データを登録し

た者と同じIDでログインした者)の端末に対し、システム上で不備通知を発する。ただし、自らデータの不備を修正し、承認処理を行うこともできる。

4 不備修正

承認担当者から不備通知が発せられると、当該データの登録担当者(当該データを登録した者と同じIDでログインした者)の端末の登録・更新メニュー画面に「不備修正」というステータスでデータが表示されるので、当該データを開いて通知内容を確認し、必要な修正を行った上で、再度登録を行う。

承認担当者はこれを点検し、不備がなければ承認処理を行い、さらに不備があれば3を繰り返す。

5 上訴更新

上訴事件のデータが承認されると、当該データの登録担当者(当該データを登録した者と同じIDでログインした者)の端末の登録・更新メニュー画面に「上訴中」というステータスでデータが表示され続けるので、当該事件が確定して上訴審の結果が判明した時点で、当該データを開いて上訴結果を入力し、データを更新する。

承認担当者は、これを確認の上、承認処理を行う。

この結果、上訴中の事件として検索の対象となっていたデータは、確定したデータとして上訴審の結果とともに検索の対象となる。この際、上訴審において破棄(2項破棄の場合を除く。)されたデータは、検索の対象から除かれる。

第7 データの検索

1 検索対象データ

確定したか、上訴中であるかを問わず、承認担当者によって承認処理が行われたすべてのデータが検索の対象となる。ただし、上訴審において破棄(2項破棄の場合を除く。)されたデータについては、検索の対象から除かれる。

2 検索結果表示データ件数制限

J・NET回線への過重負荷の回避と本システムのレスポンス維持のため、

1000件を超えるデータがヒットした場合には、検索結果が表示されない。

第8 出力帳票

1 量刑分布表・グラフ

(1) 概要

検索条件に該当する事件データの判決について、量刑の分布を表及びグラフで示すものである。

(2) 量刑区分

表示可能な量刑区分は、死刑、無期刑（懲役と禁錮は合算）、有期刑（懲役と禁錮は合算、実刑・保護観察・執行猶予は区別して表示、不定期刑は長期をもって表示する。）である。そのうち、有期刑の年月数による量刑区分については、1年を基本とし、6月、2年、3年及び5年をそれぞれ集計単位として任意に選択して表示できる。

(3) 帳票の形式

帳票は、各編（事件種）共通様式のA4縦で印刷される。1ページが基本であるが、表示条件によっては2ページ以上にわたる場合がある。

グラフは色と模様で区別されるため、カラー印刷及びモノクロ印刷のいずれにおいても判別することが可能である。

2 事例一覧表

(1) 概要

検索条件に該当する事件データについて、各登録事項（ただし、主として処断罪に関する基本フォームの内容に限る。）を一覧表で示すものである。

(2) 表示項目

表示される項目（量刑因子）は、処断罪ごとに異なる。

(3) 帳票の形式

帳票は、1ページ当たり10件ずつ、A3横で印刷される。

(4) 印刷データ件数制限

J・NET回線への過重負荷の回避と本システムのレスポンス維持のため、100件を超えるデータがヒットしている場合には、印刷されない。

3 個別事件票

(1) 概要

検索条件に該当する事件データについて、各事件ごとに登録内容のすべてを登録画面と同形式で表示するものである。ただし、裁判所名及び事件番号等は表示されない。

(2) 表示項目

表示される項目（量刑因子）は、各編（事件種）ごとに異なる。

(3) 帳票の形式

帳票は、基本フォームと補助フォームが各1頁ずつ、A4縦で印刷される。

第9 その他

- 1 本システムのデータを登録する際には、入力内容に誤りや漏れのないことを十分に点検する。

なお、登録済みデータを修正する必要がある場合には、速やかに承認担当者へ適宜の方法で申し出る。

- 2 本システムのデータには、被告人など事件関係者のプライバシーにかかわる情報が含まれている場合があるため、データ（印刷された帳票を含む。）並びにID及びパスワードの管理には十分注意する。

なお、事故が生じた場合には、速やかに本システムの管理者へ報告する。